



水辺は、古来から我々の生活に密接な関わりをもち、人々が自然と触れ合う憩いと安らぎの場所として利用され、水と緑の貴重な空間として地域社会に潤いを与えるとともに、地域の環境水準の向上と余暇の有効利用において中心的な役割を果たし、我が国の文化形成に大きく貢献しております。近年、急激な都市化の進展、産業の発展等により、水質の悪化、親水性の低下、景観の悪化等水辺環境が著しく変化する中で、都市地域に残された唯一の水と緑の貴重なオープンスペースとしての水辺空間の価値が再認識されております。

一方、我が国は、自然的条件に加えて氾濫の恐れがある地域への人口、資産の集中等の社会的要因により、洪水等による災害の起こりやすい条件下にあります。このため、国民の生命と財産を災害から守り、豊かで住みよい国土を形成するため治水施設の整備を強力に推進しておりますが、いまだその整備水準は低く、毎年のように災害が発生し、尊い人命と莫大な財産が失われております。

従って治水施設の整備を促進することと併せて水辺空間の保全・整備を図ることは、今や国民的な課題となっております。特に最近では、地域の特色を活かしつつ、「まちづくり」と一体的に水辺空間の整備を進めていこうという各方面からの要請が強くなってきております。このような状況に対処するため、国においては第7次治水事業5か年計画（昭和62年から昭和66年度）の中で「うるおいとふれあいのある水辺環境の形成」を図ることを計画目標の一つとして、安全で潤いのあ

る水辺空間の形成を図るため、昭和62年度から「直轄スーパー堤防整備事業」、「ふるさとの川モデル事業」及び「マイタウン・マイリバー整備事業」を創設し、積極的に事業を推進することとしております。

近年アメリカをはじめ世界各国の都市において、水辺空間の整備が活発に展開され、都市の再生、発展に大きく貢献しており、今や、水辺空間の整備は世界的な趨勢となっております。

今後21世紀の高齢化社会に向けて安全で豊かな住みよい社会を形成するためにも、水辺空間の整備が必要不可欠であるといっても過言ではありません。我が国においても社会的ニーズに応え、地域と調和した安全で豊かな潤いのある水辺空間の形成を推進するためには、行政サイドの発想ではなく、地域、民間からの発想を活かしつつ、望ましい水辺空間の設計・計画技術、水辺景観の評価技術、盛土に伴う家屋等の嵩上げ工法に関する技術、更には盛土部分の地盤沈下の防止工法に関する技術開発等、水辺空間に関する調査、研究を総合的にを行い、その成果を社会に幅広く効率的に活用するための専門の調査研究機関の創設が是非とも必要であります。

ここに、水辺空間のあり方、水辺空間の保全と利用、水辺空間の整備等水辺空間に関する技術開発及び調査研究を総合的に実施し、かつ、その成果を幅広く社会に活用して、安全で豊かな潤いのある国土の建設に資することを目的として、国、地方公共団体、民間各界の御協力の下に、財団法人リバーフロント整備センターが設立されました。